

使用時の遵守事項

(以下の件を遵守いただけない場合は、ご利用を控えていただく場合がございます。)

- 1 個人、団体とも、受付をされてから入館して下さい。
- 2 土足、スリッパ（運動時）は禁止ですので、必ず運動靴に履き替えて入館して下さい。
- 3 飲酒、睡眠不足、発熱、過労、過度な空腹時の運動はさけて下さい。
- 4 使用時間は必ず守り、許可以外の施設には立ち入らないで下さい。使用開始時間までロビーで待機して下さい。終了時には館内清掃（モップ掛け）を終了し速やかに次の団体に空け渡して下さい。**（終了10分前には清掃を開始して下さい。札内スポーツセンターは20時50分にチャイムが鳴ります。）**
- 5 保護者が同伴しない未就学児は、入館出来ません。
- 6 **喫煙はできません。駐車場を含む敷地内すべて禁煙となっております。（町の条例）**
- 7 器具等を使用する場合は、必ず受付に申し出て下さい。
- 8 使用後は、整理整頓に心掛けてください。
- 9 施設及び使用器具に異常を認めたと時、又は破損した時はただちにスタッフに報告してください。破損する恐れがあると判断される場合は事前に利用者が保護するように努めて下さい。
- 10 貴重品は各自で保管して下さい。万が一紛失されても当館では責任を負いません。
- 11 節電、節水（水飲み場・トイレ・シャワー室等）に協力して下さい。
- 12 目的を失わず、お互い話し合いで楽しく使用するよう心掛けて下さい。
- 13 アリーナ、トレーニング室、武道場での食事は、原則禁止です。
- 14 利用にあたって特別の器具、設備又は特殊物件を持ち込みする時は、許可が必要です。

(1) 団体利用についての確認事項

- ① 使用しない時は事前に、なるべく早く施設に電話連絡して下さい。
- ② **使用日時を勝手に他団体と振り替えたりする事の無いようにして下さい。**
- ③ **使用時間の10分を過ぎても連絡無く誰も来ない時は、使用しない事とみなし一般利用希望者がいた時には貸し出しする事といたします。**
- ④ 団体利用とは常に5名以上の町民での利用としますので、5名に満たない日はその日の利用を取りやめ、一般利用希望者にスペース提供して下さい。
- ⑤ **団体の構成は、8割以上が町民（事業所等が町内にある場合は町外者でも町民として扱います）で作られたグループとします。**

(2) 申請の更新について（定期利用団体の場合）

前期（5月～10月）・後期（11月～翌年4月）それぞれの利用申請書を提出していただきます。毎年3月・9月の町のお知らせ広報に掲載しますので、申請要領及び注意点を熟読の上、提出をお願いします。要領の記載内容に不明な点がありましたらお問い合わせ下さい。

(3) 少年団・学校部活動での利用について

学校体育館の利用を優先して下さい。学校内で充分協議の上利用して下さい。

(4) 施設内の注意事項

トイレ・ロッカールーム内に長時間滞在し飲食をする等、他の利用者には不快な思いをさせない様、注意して下さい。自己中心的な言動は慎む様にして下さい。

補足事項

- (1) 出入口については、正面玄関をご利用ください。
(職員玄関は、防犯上、常に施錠しておりますので、利用することはできません。)
大きな荷物などを搬出入する場合は、特別に許可を得ていただければ、職員立ち合いのもとで、開錠することはあり得ます。(但し、荷物の搬出入のみ)
- (2) 開館(営業)時間は9時～21時となります。
大会など特別な許可を得た場合は、9時前の開場を認めることはできますので、気軽にご相談ください。
- (3) 使用料金については、申請書の内容を基に、当日の利用状況と合わせて判断した上で、後日請求をさせていただきます。原則、金融機関などから、振込によりお支払いをしていただくこととなります。
(振込手数料は各団体様のご負担とさせていただきますこと、ご承知お祈いします。)